質 問 第 二 号平成五年二月十日提出

筆跡鑑定と科学捜査に関する質問主意書

提出者

小森

龍

邦

_

筆跡鑑定と科学捜査に関する質問主意書

これ まで の冤罪 事 件 Þ 誤 判事 件 で は、 自 白 偏重とともに、 警察側 の当初 の鑑 定が誤 りで あった

ことがその原因として考えられる。 そこで、 警察の捜査で、 どの ような鑑 定が行わ れ てい る か、

筆跡鑑定を中心に質問する。

現 在 0 科 学捜査にお ζ, て、 筆 跡 鑑 定が どの ように行 わ れ 7 ١ ر る か 説明され たい。 筆 跡 鑑 定 0

結 果 は、 指 紋 *𝔻*) → 致 や血 一液型の 致 と比 較 L 7 証 拠 \mathcal{O} 価 値 に 軽 重 が あ る か。

筆 跡 鑑 定 で は 対 照 す る資 料 \mathcal{O} 文 字 に 0 1 て、 書 『きぐ せ などの 類 似 点 を比 較 することに なる

と考えら れ るが、 似てるか似てな ** \ か は鑑 定す る人の 勘 に 頼 る ŧ \mathcal{O} な 0) か。

指 紋 検査などと比べて鑑定する人の主 観 が は 7 りこ む 危険性 が高 ١ ر と考えられる。 筆跡 鑑定

をより客観化するために、どのような方法がとられているか。

とく に、 筆 跡 鑑 定 を 行 0 て 7 る 0) は、 多 < \mathcal{O} 場 合、 警 察 0) 鑑 識 課 B 科 学 警 察 研 究 所 で あ

鑑 定 は そ \mathcal{O} 後 \mathcal{O} 捜 査 12 影 響 を お ょ ぼ す 重 大 な ŧ \mathcal{O} で あ り、 恣 意 的 な 内 容 が は 1 り むこと は 許

さ れ な 警察 \mathcal{O} 行 · て 1 る 筆 跡 鑑 定 が 捜 査 側 に か たよ 5 ず 公 正 で、 客 観 的 な 鑑 定 で あ る

保

障はどのように確保されているのか。

1 ギ IJ スなどでは、 筆 跡 に かぎらず、 指紋、 法医学などの科学 捜 查、 鑑 定などを第三者的 な

公的 機 関 が 行 V ; 弁 護 士 カゝ 5 ŧ 鑑 定 を 依 頼 で きるようなシ ス テ 7 が あ る と聞 < 日 本で ŧ, そ

のような公的機関をつくることは考えられないか。

三 狭 Щ 事 件 に お け る 捜 査 と 筆 跡 鑑 定 に 0 1 7 尋 ね る。

狭 Щ 事 件 で は 事 件 \mathcal{O} 発 端 لح な 0 た \mathcal{O} が 被 害 者 宅 に 届 け 5 れ た 脅 迫 状 で あ 0 た。 そこで 捜 査

段 階 で 筆 跡 に · 関 する資 料 が 多 数 収 集され たと思 わ れ る。 現 に、 逮 捕 さ れ た 石 Ш 雄 さん に 0 V

ても、 か つての仕事先であった東鳩製菓保谷工場での早退届が筆跡鑑定資料に供され ている。

れ は 0) 保 谷 工 場 に あ 0 た 石 \prod 雄 氏 \mathcal{O} 早 退 届 \mathcal{O} す べ て か 現 在 検 察庁 に は \mathcal{O} ほ か に 捜

査 喪 階 で 集 \Diamond 5 れ た 筆 跡 関 係 資 料 は な 1 \mathcal{O} か。

鑑 定 資 料 とさ れ た 早 . 退 届 は 間 違 1 な < 石 Ш 雄 氏 の も 0) なの か。 そ れ はどの よう に 証 明

さ

れるのか。

兀 般 的 に、 筆 -跡鑑 定では、 検 討する資料 相 互. 0 「常 同 性」・「稀 少性」・「相 同 性」・「相 異 性 \mathcal{O}

テ ス 1 を行うことが 必 要で あるとされ る。 現 在、 警察 0 行 0 てい る 筆 跡 鑑定では、 0 ような

テストを厳密に行っているのか。

ま た 狭 Ш 事 件 が 発 生 L た 九 六三 年 当 時 0) 筆 跡 鑑 定 で は 常 同 性 稀 少 性 相 同 性

「相異性」のチェックを行っていたか。

五. 狭 Ш 事 件 で 埼 玉 県 警 鑑 識 課 が 行 0 た 筆 跡 鑑 定 が ある。 九六三年六月一 日 付 け で 埼 玉 県 警

鑑 識 課 員 \mathcal{O} 関 根技! 師 が 同じ 鑑 識 課 員 (の吉) 田 技師、 と行った鑑定)



لح



が類似点があり、 同一人の筆 跡だとい う。

ちなみにこれは、ともに「時」という字である。

明 らかに、字画の配置や筆速など違いを見出すことができ、 同一人の筆跡とは思えないが、

警察ではこのような字を似ているという筆跡鑑定を行っているの

カン

六 を鑑定対象文字からはずしている。 が るように、鑑定資料としている被疑者の「上申書」に出てくるすべての「ま」を比較せず、 誤 また、 って書い 同じ警察の筆跡鑑定では、ひらがなの た、そして犯人の文字とまったく似ていない三番と五番の「ま」 「ま」を比較しているところがあるが、 つぎに見 被疑者



このような鑑定はまさに、 恣意的な筆跡鑑定と言わざるをえないが、このような鑑定を警察で

右質問する。